

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成24年6月25日（月）午後3時から

2、開催場所 錦江町役場本庁2階庁議室

3、出席委員（20人）

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 南園高樹 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第12号 農地法第3条許可申請について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第15号 錦江町農業振興地域整備計画の変更（除外・編入）について

議案第16号 耕作放棄地調査の非農地の取り扱いについて

議長 | 只今より平成24年度第3回錦江町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会の出席は全員出席であり（欠席者ありの場合；20名中 名で定足数に達しており）、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員を4番木原委員と5番厚ヶ瀬委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局

（会務報告と説明）

議長

只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員

（発言なし）

議長

ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

議案第12号「農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第12号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。
農地法第3条許可申請 受付番号5号 譲渡人は、K市在住のS，Sさんで経営規模は、自作地が6,664㎡で譲渡理由は贈与です。申請地は、2筆あります。
1筆目は、神川字下石木場5868番2、地目は台帳現況ともに畑、地積は1,915㎡
2筆目は、神川字金吹谷6228番2、地目は台帳現況ともに畑、地積は4,085㎡で2筆合計で6,000㎡です。

譲受人は、S，Kさん56歳でSK自治会にお住まいの方です。

経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については自作地が7,927㎡です。

譲受理由は贈与となっています。農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。農業機械の装備については、トラクター、芋堀機、つる払機、管理機を所有されています。

農作業従事については、年間従事できるように記載があり、農業歴30年以上の経験があるようです。農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。

調査委員は11番の宿利原委員となっています。

次に受付番号第6号 譲渡人は大阪府在住のS，Kさんで経営規模は自作地が548㎡で譲渡理由は贈与です。申請地は、

馬場字西ノ下878番、地目は台帳現況ともに田、地積は548㎡です。

譲受人は、S，Tさん43歳でKU自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員3、労働力3、農地の所有については自作地が7,057㎡、小作地が1,474㎡合計8,531㎡です。

譲受理由は、贈与となっています。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の装備については、トラクター、耕耘機を所有されています。

農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴24年以上の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。

調査委員は4番の木原委員となっています。

次に受付番号第7号 譲渡人はH自治会のH，Kさんで経営規模は自作地が1,892㎡で譲渡理由は規模縮小です。申請地は3筆あります。

1筆目は、田代川原字平石前155番1、地目は台帳現況とも田、地籍は387㎡です。
2筆目は、田代川原字平石前155番2、地目は台帳現況とも田、地籍は472㎡です。
3筆目は、田代川原字平石前155番3、地目は台帳現況とも田、地籍は486㎡で3筆合計1,345㎡です。

譲受人は、G、Nさん65歳でH自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については自作地が16,003㎡です。譲受理由は規模拡大となっています。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。農機具の装備については、トラクター、田植機、耕耘機等となっています。

農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴42年以上の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。

調査委員は12番の貫見委員となっています。

次に受付番号第8号 譲渡人はT県在住のM、Tさんです。経営規模は自作地が1,310㎡で譲渡理由は、規模縮小です。申請地は、城元字今町ノ上985番1、地目は台帳現況ともに田、地籍は1,310㎡です。

譲受人は、N、Kさん42歳でM自治会にお住いの方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については、自作地はなく小作地のみ13,037㎡となっており、譲受理由は規模拡大です。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。農機具の装備については、トラクター、耕耘機となっています。

農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴は20年以上の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は、4番の木原委員です。

議長 それでは、受付番号順に担当委員から順次報告をお願いします。初めに11番私の方から報告いたします。

11番 宿利原委員 S、Kさんは会社員であります。朝早くから起きて、カンテラを頭から下げて早くから仕事をし、それから会社に出かけるという頑張り屋さんでございます。からいもを50a、高菜を70a、水稻を家族の自家用に作っていて取得要件は、S、KさんとSさんはいとこ同士で、Sさんがもう畑はいらないということでK市に住んでいらっしゃいます。全部の農地は耕作しておりますので、何ら問題はないものと思われま

議長 次に4番木原委員の報告をお願いします。

4番 木原委員 受付番号6号ですが、S、KさんはS、Tさんから見て父の弟になる方でありまして、今まで米を毎年送っていたところ、今回農地はもうお前たちにくれるということで贈与としてもらえることになったということでもあります。Tさんは現在認定農家でありまして米、馬鈴薯、インゲンを中心に耕作されておりました、3条許可要件はすべて満たしております。それと8号まで続けてこちらで説明いたします。8号については、M、Tさんという方がT県に現在いらっしゃるわけですが、N、Kさんをご存知のとおり、町の社会福祉協議会に勤務しておりますが、親戚の方から購入してもらえないかという相談がありまして、1,000,000円で購入したということでもあります。これは、売り手の方が1,000,000円でもいいから買ってくれという相談があつて、購入したということでもあります。Kさんの父親はYさんという方でありまして、これは小作地となっておりますが、親からの経営移譲年金をもらうために利用権設定をしているということで、小作地になっているものと思われま

議長 ありがとうございます。次に12番貫見委員をお願いします。

12番 貫見委員 | はい、去る6月22日調査に行きました。受付番号7号のH, Kさんは23年の8月に斡旋に出されたそうであります。隣接地にG, Nさんの田んぼがありまして、いいところだから是非ほしいということで購入されたわけでございます。3筆になってはいますが田んぼは1枚でございます。後継者もおりまして、すべての農地も耕作されております。3条の許可要件をすべてクリアしていると思われましますので、よろしくお願いたします。それと購入額は500,000ということでありました。

議 長 | ありがとうございます。3人の委員から報告をいただきましたが、質疑に入ります。質問あるいは異議等はございませんか。

18番 安水委員 | 7号のH, Kさんの分について確認ですが、今出された農地については自作地の内の分でしょうか。

12番 貫見委員 | はい、そのとおり自作地の中の農地になります。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第12号農地法第3条許可申請について採決します。議案第12号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第12号農地法第3条許可申請については原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 | 次に議案第13号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第13号について説明いたします。
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転受付番号第6号について説明いたします。
譲渡人は、K, Kさん I自治会の方です。申請地は、田代麓字刈切5219-42番地、地目は台帳現況ともに畑、地積は5,708㎡です。
譲受人は、M, Tさん B自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力5、自作地115,741㎡、小作地7,904㎡、お茶の専業農家で幅広く経営されています。
取得要件等について担当委員から調査報告をお願いします。調査員は14番の猪鹿倉委員となっています。

議 長 | 猪鹿倉委員、調査報告をお願いします。

14番 猪鹿倉委員 | 譲渡人のK, Kさんもお茶を作付されていたわけですが、高齢者となられまして、耕作をやめ他の方に貸し付けたいとされたわけですが、ここの土地だけが返されるということで、そうであればM君の方で買いたいということで、土地も整備され堆肥等も入れて管理されています。M君も先ほど説明がありましており認定農家でありまして家族も世帯員5名、労働力5名の方々と一生懸命お茶に取り組んでおられますので、皆様方の承認をよろしくお願いいたします。

議 長 | ありがとうございます。猪鹿倉委員から報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等はございませんか。

委 員 | 価格は？

事務局 | 土地の方は、1,350,000円で防霜ファンを設置していた支柱があるのですが、それらの資材の方を110,000円で購入されています。面積は広いのですが、法面があったりということで実質面積の方を両方で立ち会って4反6畝ぐらいで計算をされたようです。

議 長 | 他にありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第13号「農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」採決します。議案第13号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」は原案のとおり決定しました。

議 長 | 次に議案第14号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは議案第14号農業経営基盤強化促進法13第条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について説明いたします。今回は、受付件数が36件と多数のため、借り人による区分をしまして初めに受付番号第32号から第38号までを事務局説明ののち、調査委員の報告をお願いし、以下同様に第39号から60号までと第61号から67号までの3つに区分して説明報告を行いますので、ご了承ください。

初めに、受付番号第32号の貸し人は、M, TさんでN自治会在住の方です。

申請地は田代麓字宮ノ前3015-1番地、地目は現況畑、地積は1,706㎡です。貸付期間は、平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10 a 当り5,000円です。

借り人は、M, KさんN自治会在住です。経営規模は、世帯員3、労働力3、自作地22,081㎡、小作地43,686㎡となっており、和牛を主体として幅広く経営されています。取得要件等について後ほど担当委員から調査報告をお願いします。調査員は12番の貫見委員となっています。

次に第33号の貸し人は、A, MさんKN自治会の方です。申請地は、神川字小塚5507-2番地地目は畑、地積は4,374㎡です。貸付期間は、平成24年7月1日から平成27年12月14日まで、小作料は使用貸借のためありません。

借り人は、H, TさんKN自治会在住です。経営規模は、世帯員2、労働力1、自作地、小作地ともありませんが父親の所有する農地を借用し、甘藷、バレイショ等の栽培に取り組みれるということです。借り人本人の所有の農地はありませんが、年間を通じて農業に従事しておられ、耕作放棄地を解消し、今後退職間近のご主人とともに野菜等の栽培に取り組むための足掛かりを作られたということのようです。取得要件等について、担当委員の13番鮫島委員から後ほど調査報告をお願いします。

次に第34号、35号について説明いたします。第34号・35号の貸し人は、O, TさんS自治会の方です。申請地は、

第34号が神川字上榎木迫1483番地、地目は畑、地積は1,291㎡

第35号が神川字川路中迫1642-1番地、地目は畑、地積は4,647㎡2件合計5,938㎡です。

貸付期間はいずれも平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10 a 当り40,000円です。

借り人は、M, SさんI自治会在住の方です。経営規模は、世帯員5、労働力2、自作地52,839㎡となっており、お茶の専業農家で意欲的に取り組まれているようです。取得要件等について、担当委員の15番落司委員から後ほど調査報告をお願いします。

次に第36号から第38号について説明いたします。第36号・37号・38号の貸し人は、M, Tさん現在南松園に入所中の方です。申請地は、

第36号が田代川原字馬庭原695-1番地、地目は田、地積は656㎡

第37号は田代川原字馬庭原696番地、地目は田、地積は561㎡、

第38号は田代川原字馬庭原697番地、地目は田、地積は1,168㎡3件合計で2,385㎡です。

貸付期間は、いずれも平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で12,000円となっています。

借り人は、A, SさんU自治会在住の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、自作地3,007㎡、小作地3,339㎡で水稻を中心に経営されています。取得要件等について、担当委員の1番近川委員から調査報告をお願いいたします。

ここで、冒頭説明しましたとおり説明を一旦区切りまして、4人の担当委員からそれぞれ調査報告をお願いしたいと思います。

- 議 長 | それでは、初めに貫見委員から順に調査報告をお願いします。
| なお、各号の審議につきましては区分した毎に実施し、採決については全ての説明審議
| が終了したのち一括して行いますので、ご了承願います。
| 貫見委員報告をお願いします。
- 12番 | はい、調査報告をいたします。受付番号32号借り人のM、Kさんは、畜産を専門に経営
貫見委員 | されている方です。たくさんの農地を耕作されとりますが、すべて荒らすことなく
| 耕作されています。またMさんは認定農家でもあります。後継者が今年の4月に農大を
| 卒業しまして、一緒に経営を行っております。やる気のある若者でありますので、何ら問
| 題はないものと思われま。よろしくお願います。
- 議 長 | ありがとうございます。次に鮫島委員報告をお願いします。
- 13番 | 報告いたします。受付番号33号でございますけれどもAさんとHさんは親子でございま
鮫島委員 | して、先ほど事務局の方から詳しく説明をしていただきましたけれども、Tさんはこれま
| でAさんの仕事の手伝いをして取り組まれてきたところでございまして、Hさんのだんな
| さんはまだ勤めていらっしやいまして、2年ほどしたら定年になるということで、その後
| はHさんたちが中心になって耕作をしていくということで、今回お父さんの土地を借りて
| じゃがいも等を作っていくということでございまして、耕作に必要なトラクターや管
| 理機などはお父さんの機械等を借りて作業をしているということでございまして、何
| ら問題はないものと思われま。よろしくお願います。
- 議 長 | ありがとうございます。次に落司委員報告をお願いします。
- 15番 | M、Sさんは茶農家の方でありまして、それに必要な農業機械はすべて一式揃っており
落司委員 | ます。農地のすべてを耕作していらっしやいまして、常時農作業に従事されており、土地
| を効率的に利用もされていらっしやいまして、何ら問題はないと思いま。以上で終わ
| ります。
- 議 長 | ありがとうございます。次に近川委員報告をお願いします。
- 1番 | 1番、36号から38号までMさんの分でございますが、ここは以前幹旋に上がってお
近川委員 | り、いろいろと問題がありましてまとまらなかった分でございますが、今回まとまったも
| のでございます。遊休農地に近い状態でちょっと荒れていましたけれどもその後管理がさ
| れまして、水田として活用できるようになっております。A、Sさんは、もともと郵便の
| 配達をされながら米を中心に一生懸命取り組んでいらっしやいまして、農地の利用も十分さ
| れ、また管理もしっかりされております。農業機械等についても水田に関する機械から乾
| 燥機等に至るまでそろっております。意欲と能力は十分にある方でございますので、よ
| りしくお願います。
- 議 長 | ありがとうございます。それでは、受付番号第32号から第38号まで一括して審議した
| いと思いま。7件の内容等について質問、異議等はございませぬか。
- 全委員 | なし。
- 議 長 | 異議なしと認めます。議案第14号の受付番号第32号から第38号までについては、異議な
| しということで、後ほどの採決で一括して承認することといたしま。
- 議 長 | 次に議案第14号のうち受付番号第39号から第60号までを一括して審議することとしま
| す。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは説明いたします。まず、受付番号第39号から第44号までを説明します。受付番号第39号から第44号までの6件について、貸し人はK, SさんH自治会の方です。申請地は、

第39号が田代麓字池増910-1番地、地目は田、地積は656㎡

第40号は田代麓字池増915-1番地、地目は田、地積は878㎡

第41号は田代麓字池増920番地、地目は田、地積は1,017㎡

第42号は田代麓字池増921-1番地、地目は田、地積は412㎡

第43号は田代麓字池増922-1番地、地目は田、地積は1,168㎡

第44号は田代麓字池増916-1番地、地目は田、地積は741㎡、6件合計で4,872㎡です。

貸付期間は、6件とも平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で19,000円となっています。

借り人は、H, HさんM自治会在住の方です。経営規模は、世帯員3、労働力1、雇用労働力年間340人、自作地11,018㎡、小作地18,917㎡で水稻を中心に幅広く経営されています。取得要件等について、担当委員の4番木原委員からのちほど調査報告をお願いいたします。

次に受付番号第45号から第47号について説明します。

3件の貸し人は、N, MさんN自治会の方です。申請地は、

第45号が田代麓字池増911-2番地、地目は田、地積は585㎡

第46号は田代麓字池増913番地、地目は田、地積は1,313㎡

第47号は田代麓字池増914番地、地目は田、地積は878㎡、3件合計2,776㎡です。

貸付期間は、3件とも平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で11,000円となっています。

借り人は、H, Hさんですが、第39号から第44号までの説明と同様ですので、経営内容等は省略いたします。

次に受付番号第48号について、貸し人はK在住のM, Tさんです。申請地は、

田代麓字池増918番地、地目は田、地積は933㎡です。

貸付期間は、平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は4,000円となっています。

次に受付番号第49号から第54号までについて説明します。

6件の貸し人は、H, RさんH自治会の方です。申請地は、

第49号が田代麓字池増919-1番地、地目は田、地積は264㎡

第50号は田代麓字池増919-2番地、地目は田、地積は500㎡

第51号は田代麓字油木田930番地、地目は田、地積は593㎡

第52号は田代麓字油木田931-1番地、地目は田、地積は963㎡

第53号は田代麓字油木田940番地、地目は田、地積は796㎡

第54号は田代麓字油木田941番地、地目は田、地積は558㎡、6件合計3,674㎡です。

貸付期間は、平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で3表となっています。

借り人は、H, Hさんですが、前述と同様ですので、経営内容等は省略いたします。

以下、第60号まで貸し人はH, Hさんですので、ご了承願います。

次に受付番号第55号について、貸し人はS, MさんH自治会の方です。申請地は

田代麓字池増923番地、地目は田、地積は1,002㎡です。貸付期間は平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は4,000円となっています。

次に受付番号第56号について、貸し人はS, TさんH自治会の方です。申請地は

田代麓字池増911-1番地、地目は田、地積は242㎡です。貸付期間は平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は1,000円となっています。

次に受付番号第57号について、貸し人はH, TさんH自治会の方です。申請地は、田代麓字池増929-1番地、地目は田、地積は1,014㎡です。貸付期間は平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は4,000円となっています。

次に受付番号第58号について、貸し人はA, FさんHN自治会の方です。申請地は田代麓字池増917番地、地目は田、地積は894㎡です。貸付期間は平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は3,500円となっています。

次に受付番号第59号から60号について、貸し人はN, NさんH自治会の方です。

申請地は、

第59号が田代麓字池増924-1番地、地目は田、地積は427㎡

第60号は田代麓字池増924-2番地、地目は田、地積は1,070㎡、2件合計1,497㎡です。

貸付期間は平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で6,000円となっています。

ここで、先ほどと同様に説明を一旦区切りまして、担当の4番木原委員からそれぞれ調査報告をお願いしたいと思います。

議長 木原委員, 調査報告をお願いいたします。

4番 木原委員 今、説明がありました39号から60号までは現在田代の役場の方で行われております。耕作放棄地解消推進事業に基づいた事業の分でありまして、反当り4,000円で計算をして端数が処理されているという状況であります。1件だけどうしても米がほしいということで、49号から54号については米をやるということで話がついたものであります。合計面積で16,904㎡1町7反近くの農地をば、今回H, H也君が借りまして、主に飼料米を植えたいということで、今現在すでに荒れ地を解消して耕運が行われている状況であります。飼料米が済んだあとですね、試験的にインゲン、秋馬鈴薯、そば等を植えてみようということで耕作放棄地の解消をするということであります。本人は認定農家でありまして、労働力については大方雇用で賄うということで労働力は今のところ確保しておりますので、また他の要件は全て満たしていると思いますので何ら問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。それでは、受付番号第39号から第60号まで一括して審議したいと思います。22件の内容等について質問、意見等はございませんか。

8番 鍋委員 すいません。この中の一部には同じ畑があり、かなり返されたりして湿田等もかなり多いところですが、そういうことはこの方は承知の上で借りられているのでしょうか。

4番 木原委員 私も現地を見たんですけれども、何枚だったか機械が入ったけれども打てなかったような状況で聞いてみたらやはり湿田が多く、機械を何回か上げていたということでした。そういう土地があったためそのようなところをどうするかはまだ話してはいませんが、梅雨が上がれば何とかなるのではないのかなあと話したところでした。そこをどうするかはまだ聞いておりません。どうしても耕作が難しければ、除草だけになるのかなあと考えています。

事務局 補足としまして、今耕作放棄地の解消事業の方でどうしても耕作ができないようなところには、側溝を入れたり調整はしてみようかということでしたので、自分でやってみて湿田とかそういうことで、どうしてもできないようなところには、暗渠排水や側溝を入れたりして対処してみようかということで今進めているところです。

9番 樋渡委員 私もそれを聞いたのですが、そのような簡易なものでは無理だということのようです。悪いところは思い切って2m幅くらいの側溝を1mくらいほりあげて排水をしないとただトラフをいれたくらいでは無理だということです。やるのであれば、それくらいの思い切ったことをやらないと無理です。大型の機械や湿田用のコンバインを持って行ったけれども入ってしまったということです。

議長 ありがたい意見をいただきましたので、この件は何らかの形で後もって進めていただければと思います。他に意見等はございませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。議案第14号の受付番号第39号から第60号までについては、異議なしということで、後ほどの採決で一括して承認することといたします。

議 長 | ここで、しばらく休憩をいたします。10分後に会を再開いたします。

議 長 | 休憩を閉じて、会を再開いたします。引き続き、事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは、議案第14号の受付番号第61号から説明いたします。
受付番号第61号について、貸し人はS、MさんH自治会の方です。申請地は、
田代麓字前田877-1番地、地目は田、地積は356㎡
貸付期間は、平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は1,000円となっています。借り人は、Y自治会在住のY、Hさんです。経営規模は、世帯員3、労働力2、自作地6,318㎡、小作地51,668㎡で和牛を中心とした農業に意欲的に取り組んでおられます。取得要件等について担当委員の4番樋渡委員から後ほど調査報告をお願いします。
次に受付番号第62号について、貸し人はS、MさんB自治会の方です。申請地は
田代麓字久木野5166-228番地、地目は畑、地積は4,198㎡
貸付期間は、平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は17,000円となっています。借り人は、K・K T、FさんでK町Bを拠点に多角的に経営を展開しておられます。取得要件等について、担当委員の17番寺田委員から後ほど調査報告をお願いします。

次に受付番号第63号について、貸し人はY、MさんB自治会の方です。申請地は、
田代麓字久木野5166-85番地、地目は畑、地積は8,657㎡の内4,047㎡です。
貸付期間は、平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は16,000円となっています。借り人は第62号同様K・K T、Fさんですので、説明は省略いたします。
次に受付番号第64号から第67号までの4件について説明します。貸し人は、Y、MさんT自治会の方です。申請地は、
第64号が田代麓字久木野5166-137番地、地目は畑、地積は1,133㎡
第65号は田代麓字久木野5166-138番地、地目は畑、地積は1,434㎡
第66号は田代麓字久木野5166-139番地、地目は畑、地積は2,578㎡
第67号は田代麓字久木野5166-182番地、地目は畑、地積は1,867㎡、4件合計で7,012㎡の内5,343㎡です。貸付期間は、貸付期間は、平成24年7月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で21,000円となっています。
借り人は、T、YさんB自治会の方で、経営規模は世帯員4、労働力4、雇用労働力年間270人、自作地106,053㎡、農業機械装備は摘採機、防除機、トラック、トラクター等でお茶の専業農家で多角的に経営されています。
取得要件等について、担当委員の20番基委員から後ほど調査報告をお願いします。

ここで、先ほどと同様に受付番号第61号から順に担当の9番樋渡委員、17番寺田委員、20番基委員それぞれ調査報告をお願いしたいと思います。

議 長 | それでは、9番樋渡委員から順次調査報告をお願いいたします。

9番
樋渡委員 | 9番報告いたします。S、Mさんは昨年まで自分で米を作って耕作されていたんですが、年齢的にちょっとしんどくなったということで、丁度Y、HさんはSさんの圃場の両隣を耕作されておりまして、間ということで面積的にはそれほど広くないのですが、Sさんが良いですよという返事をもらいまして、今回利用権設定を組んだところなんです。それで、Y、Hさんは認定農家であり、息子さんも今年の4月に農大を卒業して今、一緒に仕事をしております。畜産に関する農地もすべて管理されており、米作りもされているのですが、乾燥機、コンバイン等そろえて、今後息子さんと一緒に規模拡大したいと頑張っていってほしいところです。何ら問題はないとも思われますので、よろしく申し上げます。

議 長 | ありがとうございます。次に寺田委員をお願いします。

17番 寺田委員 62号と63号について報告申し上げます。T、Fの代表はT、Hさんでありまして認定農家であります。指導農業士をされておりまして、若い農業者に対しましても指導にも熱心な方です。パートを含む数十人の雇用で、ネギを中心とした露地野菜を大々的にやっておられるところですが、どうしても夏場になった時が下場では暑すぎるといことで、高冷地を求めて盤山の方を見つけられ、昨年利用権設定されました7反ぐらいの畑もネギがきれいに植えてありましてそういう状況でした。それと機械等も大型機械も所有されておりまして、自力、やる気そういうものを全部含めて考えましたとき、利用権設定に対して何ら問題はないものと思っております。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。次に基委員お願いします。

20番 基委員 はい、20番報告いたします。Y、MさんはもともとBの方でございまして、旦那さんが亡くなって娘さんの所に引っ越しておられます。T、Yさんは先ほど説明があったとおり大規模経営で茶専業であります。今回、何故これを買えることになったかといいますとTさんがあの一帯で露地野菜を栽培してはどうかということで耕作放棄地の解消事業でやろうということで新規に買い取るということです。本人は50歳という働き盛りでやるきもあり、何ら問題はないものと思っております。また、認定農家でもあり、労働力等にも問題はないと思われまので、よろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、受付番号第61号から第67号まで一括して審議したいと思っております。7件の内容等について質問、意見等はございませんか。

委員全員 なし。

議長 異議なしと認めます。お諮りします。議案第14号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について、一括して採決します。議案第14号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）については、原案のとおり決定しました。

議長 次に議案第15号錦江町農業振興地域整備計画の変更（除外・編入）についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第15号錦江町農業振興地域整備計画の変更の除外・編入について説明いたします。平成24年6月14日付で申請者より錦江町長に申し出があり、同日町長から農業委員会に対し、意見が求められているものであります。

申請内容は、除外が3件、編入が1件あります。初めに除外について

申請者は、S、M株式会社、F市に拠点を置く事業体です。

申請地は、3か所あります。

1か所目は、神川字柵尾7584番、地目は台帳現況ともに畑、地積は5,931㎡の内174㎡

2か所目は、神川字八久保917番、地目は台帳現況ともに畑、地積は1,729㎡の内180㎡

3か所目は、田代麓字立神5147番585、地目は台帳現況ともに畑、地積は853㎡の内174㎡

変更内容は、除外です。

変更理由は、S、M携帯電話基地局の設置により周辺一帯に良好な

サービスを提供するためというものです。資料11ページから関係書類の写しを添付

してあります。3か所とも代替地の検討も重ねた結果もそれぞれの個所ごとに添付

されており、位置図、必要な面積の平面図、完成後の写真事例等も併せて添付されております。調査委員は、順に5番厚ケ瀬委員、7番牧原委員、20番基委員です。

次に編入について、説明を申し上げます。資料は42ページです。

申請者は、S集落協定代表者S、MさんS自治会の方です。

申請地は、3筆あります。

1筆目は、馬場字昭和5638-9番、地目は台帳現況ともに田、地積は722㎡

2筆目は、馬場字昭和5638-11番、地目は台帳現況ともに田、地積は732㎡

3筆目は、馬場字昭和5638-21番、地目は台帳現況ともに田、地積は343㎡、以上3筆合計1,797㎡です。

変更内容は、農業振興地域への編入による農用地区域の拡大です。

変更理由は、集落協定農用地（中山間地域等直接支払交付金制度）に含めるために編入するものです。資料の中に関係書類の写しと位置図を添付してあります。調査委員は、2番鈴委員です。

議長 初めに除外の関連について、厚ヶ瀬委員から順に調査報告をお願いいたします・

5番厚ヶ瀬委員 6月21日に現地の方の検討を事務局長、会長立会いの下で行いました。農用地の除外申請ということで、先ほど詳しく説明がありましたとおり携帯電話中継基地の建設予定地でございます。場所もA線の町道沿いで予定地は現在風通しが良いということで、大根やぐらの設置場所でもありますが、それの方も何ら障害はないということで本人からも聞いております。審議の方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。次に牧原委員お願いします。

7番牧原委員 はい、報告いたします。6月21日に現地確認をいたしました。現地はKJからあがったところですが、現況は畑なんです、ほとんど牧草地で草がメインに植えてあります。その他の作物では、ここを私が見たところではまだ植えてございません。毎年草だけでございます。その畑の一角に基地局を作るといってございますが、何ら問題はないと思われま。以上です。

議長 ありがとうございます。次に基委員お願いします。

20番基委員 はい、報告いたします。当日6月21日でございますが、事務局と会長は先に現地に行かれたそうなんですが、私は少し遅れてまいりまして現地を見てまいりましたけれども、HからUへ向かう町道からTへ上る途中で、M、Kさんの茶工場の上、Y、Eさんの隣接地でございます。雑種地で茶畑ではありましたが、現在は何も作られておりません。何ら問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。ただ今、3人の委員から報告をいただきましたが、質疑に入ります。質問あるいは異議等はございませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしということで、次に編入に関する調査報告を鈴委員からお願いします。

2番鈴委員 6月21日の日に事務局と会長とともに現地を調査、確認いたしました。今まで農用地に入っていなかったのがおかしいくらいの隣接の田んぼと同じ条件でありましたので、何ら問題はないと思われま。よろしく申し上げます。

議長 ただ今の鈴委員からの調査報告について、質疑に入ります。質問あるいは異議等はございませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めま。お諮りし。議案第15号錦江町農業振興地域整備計画の変更（除外・編入）について採決し。議案第15号は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めま。したがいまして、議案第15号錦江町農業振興地域整備計画の変更（除外・編入）については、原案のとおり決定し。ま。

議 長 | 次に、議案第16号耕作放棄地調査の非農地の取扱についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 平成24年5月24日付において、K市在住のS、Sさんより非農地証明願いが提出されましたので、その内容について説明いたします。申請地は、神川字笑喜6149-8番、地目は台帳田、現況原野、地積は286㎡、所有者はS、Sさんです。耕作放棄地の把握年月日は本年の5月24日、農業委員会の現況確認日は同じく6月21日です。農業委員会の判断としましては、資料に記載のとおりですが、現地確認を行った担当委員の11番宿利原委員から調査報告をお願いいたします。

議 長 | 私から報告をする前に、委員の皆さんにおいても資料で確認をお願いいたします。

議 長 | それでは、私の方から調査報告をいたします。現地調査をいたしました。現地は町道の道路沿いでありまして、竹藪になっており、SさんもこちらにいらなくてKに住んでおられるためこの田んぼは昔から作っていません。一番下の方にSK地区の水源地があります。その上はずっと放棄地になっております。場所は、私の家からSに向かう途中の谷あいの所で周りにはもう山で狭い田んぼがずーっと上がっていく所でありまして、地図で見ましても山田の中の山田というようなところで耕作は到底無理だろうと思われるところで

議 長 | よろしいでしょうか。各委員確認いただいたことと思います。この件につきまして異議又は質問等はございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第16号耕作放棄地の非農地の取扱について採決します。議案第16号は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第16号耕作放棄地の非農地の取扱については、原案のとおり決定しました。

以上で平成24年度第3回錦江町農業委員会総会の附議事項を終わります。

会長

4番

5番

議事録調整者 折久木まり子